

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	北広島町 (34369)
地域名 (地域内農業集落名)	千代田地域 (上川戸東、上川戸西、尾長、土井原、沼、国下、吉水、長原、沖ノ下、大倉、外石、協和、中山、打道、明智、竜山、市、山根、的場、豊永、日羅地、奥寺原、日南、沖、水崎、有間、岡崎、五日市上、五日市下、法蔵寺、中春木、下春木、奥今田、神田、移原、三日市、本郷、刈田、松原、十日市上、十日市下、古保利、下十日市、乙熊、頼信、小南、須倉、太郎丸、岸本、見ノ木、西横町、立田市、本町、大溝、東横町、新宮町、梅ノ木、本郷、中郷、頼実、野賀、上漆原、下漆原、河内、上川東谷、上川東中、上川東沖、上川東郷、下川東、阿戸、上川井、下川井、上保余原、下保余原、丁、中出、上畑、畑、出原、上木次、中央、下木次、本郷東、本郷西、武住、中原、共進、共栄、上額田部、額田部、古川、千坊、別所、新栄、中央、森藤、石原、改進、清新、丸押、広能、柄田、葭原、東別所)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1580.28 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1219.7 ha
② 田の面積	1391.37 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	148.32 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	407.36 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

○ しばらくは認定農業者等により農地の新規引き受けを期待できるが、現状で地区内の農地すべてを担うにはおよばないため、営農効率化・省力化(ICT化・スマート農業)などによる規模拡大や、新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者など)の受入れや育成への支援が求められる。
○ 高齢化の進展により認定農業者等への貸出し希望の増加が見込まれる中で、認定農業者等は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行ってまで貸し出す意思がないため、農地集積・集約化が滞るおそれがあることから、きめ細かな耕作条件改善への支援が求められる。
○ 地域の共用箇所(農道や水路など)の維持管理補修を含めた、農業生産活動等を継続するための活動への取組が求められる。
○ 作物の生産費高騰分を価格に転嫁できていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

○ 減少傾向にある農業を担う者が、広大な農地を維持するためには、引き続き、水稻を中心とした土地利用型農業を維持・継続しながら、ほ場の特性に応じて、麦、大豆、牧草などで活用する。
○ ミニトマト、キャベツ、ネギなどの園芸作物についても、引き続き面積拡大に努める。
○ 生産した飼料作物を活用する畜産農家の支援に努める。
○ 環境にやさしい農業に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 千代田地域の農地は将来、多様な扱い手への面的集積を図る。											
(2)扱い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標 <table border="1"><tr><td>現状の集積率</td><td>45.00 %</td><td>将来の目標とする集積率</td><td>45.00 %</td><td></td><td></td></tr></table>						現状の集積率	45.00 %	将来の目標とする集積率	45.00 %		
現状の集積率	45.00 %	将来の目標とする集積率	45.00 %								
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標 地域の農業者から農地を引き受ける依頼があった場合は、可能な範囲で応じる。											

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 ○ 地区の農地利用は、認定農業者が中心となり農地の集積・集約化に努める。					
(2)農地中間管理機構の活用方法 ○ 将来の経営農地の集積・集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用する。					
(3)基盤整備事業への取組 ○ 農用地の集積や集約化、生産効率の向上や、その他の地域の営農にかかる課題解決のため、施設・基盤整備等を促進する。					
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 ○ 新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者)の受け入れや育成への支援に努める。 ○ 認定農業者のみならず、小規模農家も含め農地の扱い手となる農業者への支援に努める。 ○ 農業を営む者のマーケティング力の醸成を促す環境作りに努める。					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 ○ 効率化が期待できる作業については、農業者の実情に応じて委託を進める。					

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 捕獲対策協議会や獵友会員と連携を図り、捕獲強化に取り組む。
- ② 特別栽培米や環境保全型農業直接支払交付金制度などを活用し、環境にやさしい農業に取り組む。
- ③ 農作業の効率化(省力化・低コスト化)のため、スマート農業機械を導入する。
- ⑦ 中山間地域直接等支払交付金制度などを活用し、農地、水路、農道の保全管理等を行う。
- ⑨ 地域内で生産された飼料作物等を畜産農家へ供給し、飼料作物等を生産したほ場に堆肥を循環させる耕畜連携事業を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

氏名等は個人情報のため非公開

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農地他等を継続的に「到達」する者は「利用者」の属性を記載して下さい。

2.「**経営面積**」「**作業受託面積**」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の**経営面積**、**作業受託面積**を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

（本件は既に公表されている作業支託面積に対する作業の実面積を記載しております。なお特定農作業支託面積は、作業支託面積に替り、經營面積に含めてください。）

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の綱覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。